

# 会 員 各 位

平成 13 年 8 月 20 日

〒664-0858

兵庫県伊丹市西台 1 丁目 2 番 11 号 C-3 ビル 7 階

ウェリタス法律事務所

電話番号 0727(87)8010

F A X 0727(87)8011

兵庫県弁護士会所属

弁護士 武 本 夕 香 子

前回、司法改革の原理についての冊子を配布してから早くも半年が経とうとしている。今回は、第 2 弾として、ロースクールを取り上げた。

## I 総 論

私が、ある会合の二次会で、「ロースクールは絶対に導入すべきではない。」と言ったところ、T 先生から「なぜ研修所教育を残さなければならないのか。」と言われた。もし、現行の研修所教育よりも良い制度があるというのであれば、その制度に直ちに移行すべきだ。しかし、ロースクール制度と研修所教育とのいずれを選択するかと言えば、現行の研修所教育の方をむしろ選択すべきである。ロースクールは、絶対に導入してはならない制度である。

今回の司法改革は、「改革しなければならない」という名の下に、その実、結局、単なるアメリカの司法制度の模倣に走る制度改悪にすぎない。

ロースクールは、その最たる例と言える。

## II 各 論

### 1 給源の多様化への阻害

#### (1) 学歴主義の弊害

これまでの司法試験制度は、試験に合格すること以外、国籍、性別はもちろんのこと、学歴の資格要件も存在しなかった。義務教育を受けていなくても、試験に合格しさえすれば法曹資格を取得し得たのである。だからこそ、これまでの制度は「だからあなたも生きぬいて」を書いた大平光代さんのように、一度は社会から完全にドロップアウトし

た人でも法曹資格を取得しうる「敗者復活戦」たり得たのだ。これに対し、ロースクールは、大学院としての性格を有し、大学を卒業した人でなければ、原則として入学できない。法曹資格をロースクール卒業生に限ると、「大学」のみならず、「大学院」卒業資格まで法曹資格に問われることになる。何故大学「院」まで卒業した人でなければ、法曹資格を取得できないのか。ロースクール構想は、明らかに学歴で人を差別する制度である。

司法改革を唱える人が、一方で「法曹の給源の多様化」を唱えながら、他方でロースクール(大学院)を卒業した者でなければ法曹資格を取得し得ないなどと主張するのは、明らかな論理矛盾である。

この点、いわゆる「バイパス論」が唱えられ、「大学を卒業しない人でもロースクール入学資格が与えられるよう一定の枠を設けるから、かかる批判は当たらない」などという人がいる。しかし、結局、大学を卒業していない人と大学を卒業した人との間に差別を設けることに違いはなく、また、一定の枠といっても、それが「例外的枠組み」というきわめて狭い門戸であることに変わりはない。例えば、ある会社が、「当社は、原則、日本人しか採用しないが、ほんの一部外国人枠をもうけてあるから、国籍で差別しているという批判は当たらない。」と主張したとしたら、皆さんは、この主張を妥当なものとして判断されるのだろうか。さらに言えば、上記バイパス論には、学部卒業者でない者がいかなる選抜方法によりその狭き門をくぐれるのかについての明確な基準さえ示されていない。

また、そもそも何らの制限がないシステムと制限を設けた上で例外的に門戸が開かれているシステムとを同視しうる人は、差別される側の立場に立つてものごとを理解するという法曹としての基本的資質に欠けると言わざるを得ない。

日本の全体として考えた場合も、社会の変革が進み、学歴主義や年功序列から実力主義の世の中へ変貌しようとしている。にもかかわらず、法曹界に学歴主義を復活させようというのは、全くの時代錯誤である。

## (2) 経済的差別

ロースクールには、授業料として年間金 200 万円から金 300 万円の授業料が必要だと言われている。確かに、昼間、ロースクールの学生が授業を受けることが原則とされていることからすれば、新たな校舎建築のための費用だけでも億単位となり、アメリカを模倣して小人数制でやるということだから、多人数の講師の給与等を合わせ考えると、少なくともこの程度の学費はやむを得ないであろう。そうすると、3年間で一人あたり金 600 万円から 900 万円の授業料が必要となる。2年間の法学部修了者であれば、400 万円から 600 万円で済むが、それでも多額である。それも、すでに大学卒業までに多大な学資を投下したあとに、生活費以外にこれだけのお金がかかるのである。これだけの授業料を支払える経済的に恵まれた人が社会にどれだけ存在するのだろうか。

この点、ローン制度や奨学金制度があるとの反論がある。しかし、貴方は、法曹資格

取得時、既に 500 万円以上のローンを抱えつつ仕事に就かなければならない経済的弱者のハンディを考えたことがあるだろうか。

アメリカでは、ロースクールの学費のためにローンを抱えていることが動機の一つとなり、大きな儲けになる企業訴訟ばかりに弁護士の意欲が向かい、個人の訴訟が等閑に付されるというモラルの退廃が批判されていることは周知のとおりである。

また、ローン制度や奨学金制度が、4000 人前後になると思われるロースクールの学生の何人に利用可能であるか明らかでないことも問題である。もし、それがごく一部の学生に利用可能であるだけならば、先程の「バイパス論」と同じく詭弁的な言い訳に過ぎないと言える

結局は、法曹界も皆さんが例に引くのがお好きな「医者」と同じく、国公立等授業料があまりかからないロースクールでは試験が異常に難しくなり、私立等の授業料がかかるロースクールでは入学試験は簡単であるが、入学料及び授業料等に莫大なお金を支払える人のみが入学できるという二極分化の世界となる。医師の世界では、入学金や授業料が異常に高く、医師国家試験に出そうな知識のみを教え、それこそ医師国家試験「予備校」と化した医大を卒業しただけで、医学のイロハも知らない医師がメスを握っているのだ。このような、二極化というのも、現行の国公立が残った場合の最良のシナリオであり、国立大学が独立法人化され独立採算制になれば、全てのロースクールが莫大な費用を要することになり、お金のない人が法曹になる道はほぼ絶たれることになる。

これまでの法曹界では、お金がなくてもやる気と努力を惜しまなかった人が資格を取得しえたのではなかったのか。ロースクールによる法曹養成システムは、医師の世界と同じく、あるいは、それ以上のいびつな法曹製造過程を作るに過ぎない。

### (3) 内申書による画一化

これは次の2の論点を先取りすることになるが、ロースクールの入学資格検査では、法曹としての「適性試験」が行われる。即ち、「人間性」まで評価するというのだ。「人間性を評価する」などというマジックのようなことを、誰がどんな方法で正当に行い得るのか全く想像もできないが、ともかくこのような暴論が横行しているのである。これは、取りも直さず「人間性による画一化」であり、多様化の対極にあるものである。

### (4) 文部科学省による画一化

ロースクールは、大学に設置される。そのことの弊害と文部科学省による画一化が避けられないことは、後に述べる。

## 2 内申書批判

「ロースクールでは、法曹としての倫理観、豊かな人間性や創造的な思考力を育てる教育を行う。」という。しかし、誰がいかにしてこれらを教えるのか。また、いかにしてそれらを評価するのか。どれだけの人がセミナーや授業で他人に豊かな人間性や創造的な思考力を教育する能力があるというのか。結局片手間な講義内容にならざるを得ないだ

ろう。サンデー毎日誌で、第二弁護士会会長の久保利英明氏が、「医学部では、医師の倫理をしっかりと教えている」といった意味の発言をしているが、これは全くの嘘である。医学部で医師の倫理が教えられる課程は、今までほとんど存在しなかった。医師国家試験予備校と化している医大では、医師の倫理など更に軽視されている。もともと倫理感などというものは教えられて身につくものではない。ましてや「豊かな人間性」や「創造的な思考力」は、倫理よりも更に教えることが難しい。というより、20代も中頃の学生に、そのような教育を施すこと自体不可能であろう。良い大人が机に座り、倫理を学べば「そうか、悪い事をしちゃいけないのだ」と気づき、人間性を教えられては「これが豊かな人間性なのだ」と得心するのだろうか。

それでも、ロースクールでは、内申書を作り、法曹としての学生の人間性を評価するという。人間が他人の人間性を正当に評価しうるはずはない。結局、教員に気に入られる学生が高い評価を得ることになる。「自分は、他人の人間性を正当に評価しうる」などと、本心から思っている人がいるとしたら、そのような奢った考え方は止められた方がよい。ましてや、ロースクールでは、将来の法曹人としての適性を、学生時代の人間性で推し量ろうというのである。神ならぬ身にそんな予測ができるはずがない。百歩譲って、仮に、特定の人に対して「法曹となるには人間性が不適合」ということで皆の評価が一致したとしよう。その結果を、誰がどういう形で本人に伝え、誰の責任で法曹人となることをあきらめさせるのだろうか。あなたがその責任者だとしたら、あなたは「人間性にもとる」という理由でかけがえのない一個人の人生を捻じ曲げ、法曹人となれないような措置をとるのだろうか。私は、そのような否定的見方で個人を判断することこそが人間性にもとると思う。例え現在は、法曹人として不適切な人物に見えていても、その人物の未来を否定的に見ることなく、大きな可能性を期待することこそが良識と言うものであろう。

ただし、常識的に考えて、人間性による排除が実際に行われるとは思われない。この意味でも、ロースクール構想は、現実から遊離した夢物語であろう。

また、ボランティア活動を行ったかどうかをロースクール入学の可否の対象に入れるという話もあるが、これも言語道断である。これは、ボランティアを行う人間が倫理的に高く、ボランティア活動を行わない人間が倫理的に低いなどという一面的価値判断を鵜呑みにしているにすぎない。ボランティア活動を行ったか否かとの一事によってその人の人間性が評価できるなどというのは全くの誤りである。また、そもそもボランティア活動とは、自発的に行うから「ボランティア」活動なのであって、それを成績評価に持ち込み、半ば強制された活動にしたら、それはもはやボランティアではない。

ボランティア活動は、密に行う場合にこそ本来高い評価が得られるべきである。にもかかわらず、ロースクールでは、高い成績評価を得るがためにボランティア活動を行い、それを教員にうまくアピールできる人間が高い評価を得て法曹資格を取得することになる。市民が求める法曹は、親身になって自分ことを考え、誠実に行動する真面目な

人物であり、スタンドプレーに長けている人では決してないはずである。

### 3 法曹教育を大学で行うことの限界

ロースクールは、大学に設けられるという。なぜ大学に設けられるのかについて、司法制度改革審議会の答申は、実に無内容な理由を挙げている。そのなかには、「諸外国でもそうしている」という物まね意識を明示したものである。しかし、それは以下に述べるような現在の大学の問題をそのまま背負い込むだけであろう。

#### ① 文部科学省のコントロールと画一化

最終答申の「各法科大学院の創意工夫による独自性、多様性を尊重する」という記載を読んだとき、大学の内情に詳しいものなら眉に唾をつけたらろう。およそ教育という分野は、最も規制の多い分野で、文部科学省にがんじがらめにされている。なぜこれほどまでに、文部科学省が力を持ちうるのか。

ある省庁が、そこが監督する業界へ直接資金（税金）を投入できたらどうであろうか。例えば、国土交通省が、現在のような許認可権というかたちではなく建設業界に直接資金（税金）を分配することができたらどうであろうか。建設業界は、国土交通省の言いなりであろう。通常そのようなことは、監督省庁と業界の癒着をまねくということで、できないことになっている。ところが、文部科学省は、それができるのである。国立学校などは、文部科学省からの予算で運営されている。私立大学でも、文部科学省からの補助金がないと立ち行かないようにされている。文部科学省が絶大な権力をもたないはずがない。この権力を背景に、文部科学省は大学の教官人事にまで介入している。金と人事を握られれば、大学の自治など無きに等しいのである。最終答申の言う独自性や多様性は、絵に描いた餅に過ぎない。このような極端な独占状態を打ち破るために、私は、予備校に期待しているのだが、これは後述する。

#### ② 大学が抱える諸問題

大学にロースクールを作れば大学の抱える問題をロースクールも抱え込むことになる。

即ち、法曹養成が大学教育の一環として一旦組込まれれば、大学という大組織の論理が働き、改善は容易ではない。現在大学も改革期で、多くの問題を抱えているが、改革は日本政府と同じく遅々として進んでいない。このことが大学改善の困難性を立証している。

解決しがたい大学の問題は種々あるが、一例を挙げれば、大学の授業が面白くないという事例がある。大学も法学部で、司法試験予備校にも通ったことがある方ならよくお分かりと思うが、大学の授業は面白くない上に、教官の趣味により内容が左右され、教育的効果も低い。その点、予備校の授業は、多少受験テクニックに偏るところはあるかもしれないが学生のためによく考えられた内容である。大学では、大学の授業を面白くしようとしても、大学全体のシステムを変えなければならぬので、容易にはできない。

大学では教官がいくら良い授業をしたところでそれがその教官の評価に全く反映されないシステムになっているからである。教官の業績は、もっぱら論文数で判断され、論文を量産するためには、授業は単なる重荷でしかない。これでは、ロースクールを大学に作っても、良い授業などできるはずが無い。予備校のほうが、むしろ遥かによい授業ができる条件がそろっているのである。

### ③ 大学間の評価の統一性

最終答申でも「新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保するため、例えば、司法試験管理委員会に法科大学院関係者」を入れるなど「適切な仕組み」が設けられるべきなどと述べられているように、新司法試験では、ロースクールにおける教育内容が合否に反映される可能性が高い。

しかし、例えば、各大学間における評価が司法試験合格の一要因となる場合、大学間の評価を統一的に行うことは不可能に近い。なぜなら、各大学は、少子化傾向の下で今後ますます学生の獲得にしのぎを削らざるを得ないからである。かかる大学が、自校の学生の評価を甘くし、少しでも自校の司法試験合格率を高くして名声を得ようとするのは自然の成り行きである。現に、医師の世界では、医師国家試験合格率を高めようと医師国家試験の問題が漏洩されている事件が近年相次いで報道されており、しかも、これらは氷山の一角だと言われている。

最終答申では「第三者評価」機関を設置し、ロースクールの評価を行うなどとしているが、これも人間の評価である以上恣意的とならざるを得ず、ロースクールの序列化を招くに過ぎない。また、最終答申では、同時にロースクールにおいては「各教科内容等について各法科大学院の創意工夫による独自性、多様性を尊重することとする」などと記載されており、各大学の創意工夫による独自性、多様性を尊重しつつ、しかも、各ロースクール間の個性を重んじながら統一的成績評価を行うことなど到底不可能である。

## 4 予備校弊害論への批判

ロースクール構想論者は、「現在の予備校が蔓延し、学生が大学教育を重視しない。」ことを理由としてよくあげる。

しかし、果たして予備校の台頭は、本当に「弊害」と評価すべきなのだろうか。

既に述べたように、教育業界は、旧大蔵省の護送船団方式以上に文部科学省によって既得権益をがっちり守られた、閉鎖的世界である。法律でがんじがらめにされ、新規参入などは思いもよらない。KSD事件は記憶に新しいだろうが、「ものづくり大学」一つ作るにも、大勢の政治家を動かし、膨大な裏工作と裏金が必要になる。ことほど左様に保護された世界なのである。その張り巡らされた法の網の目をかいくぐるようにして、僅かなおこぼれに預かっているのが塾や予備校である。その塾や予備校が、このように隆盛なのは何を意味しているのか。それは、もはや文部科学省が牛耳る教育界では、国民の教育に対するニーズに答えられないということである。文部科学省の教育行政の誤りを、ほとんどの国民が気付いているのである。国民は、学生の学力低下に対し不満を

感じており、「ゆとり教育」の欺瞞に怨嗟の声をあげているのである。

しかるに、一部の人々は、司法予備校を非難し、文部科学省及び大学を助けようとする。これは、逆ではあるまいか。予備校に通わざるをえないような授業しかできない大学を非難し、文部科学省の余りにも甚だしい専制支配に対する抵抗勢力として予備校や塾をこそ助け育てるのでなければならない。

予備校の場合、学生は、複数の予備校に通うこともでき、複数の予備校の中から自分の時間や経済的条件に合わせて、テスト単位、授業単位で必要最小限度の受けたい講座を柔軟に選択できるメリットがある。従って、学生側には、無駄な費用や時間が要らない。各予備校により出される問題や評価にも個性があるので、学生は複数の予備校に通うことにより複数の考え方を学ぶこともできる。予備校側も、大学とは違い、文部科学省の厳格な統制下に置かれていないため自由な授業や運営が可能である。予備校は、学生数獲得のためにわかりやすく面白い授業を提供することにしのぎを削っている。

ロースクール推進論者は、「予備校は、司法試験受験に必要なことしか教えないから、学生は受験テクニックのみに走り、幅広い視野や豊かな人間性、倫理感等の教育ができない。だから予備校は駄目なのだ。」などと言う人がいる。しかし、幅広い視野や倫理観などというのは、大人になる過程での日常生活や人生経験の中で傷つき、つらい思いをするなどして身に付くものである。23歳を超えたいい大人が机を並べて倫理や情操教育のお勉強を行い、それでどれだけの人間性や倫理観が身につくというのであろうか。

また、予備校は、司法試験合格のための講座と併用してロースクール合格のための講座受講者が増え、益々事業が拡大できると喜んでいるとも言われており、ロースクール構想により予備校の台頭が阻止できるわけでもない。

## 5 研修所教育の長所

研修所教育にも問題はある。最高裁や法務省に牛耳られている教育が良いというわけでは決してない。しかし、ロースクールは、結局、文部科学省の認可を得なければロースクール化できないため、ヘッドが法務省や最高裁から文部科学省に変わるに過ぎない。何度も言うように、大学は文部科学省の言いなりである。司法修習なら、少なくとも弁護士修習の間は監督官庁の手から離れられるし、教育関係よりも修習関係の法令のほうが少ないから改革も容易である。研修所教育が悪いというのであれば、それをまず改革すべきである。研修所教育でさえ改革できない人達が別のシステムを構築したら良いことづくめであったなどという淡い幻想は止めていただきたいものである。

私は、本来、従来の司法修習方式しかよい法曹教育をする道はありえないと考えている。従来の方式の最大の長所は、「実地に現場に出られる」ということである。大学での学習など、畳の上の水練に過ぎない。こう書くと、ロースクールの学生を現場に出せばよいという反論があるかもしれないが、それは倫理的な問題を生じる。将来法曹界に入るかどうかも分からない、というよりは何割かは確実に法曹資格を取れない学生が、守

秘義務が課せられる他人の秘密を現場で覗き見てよいはずが無い。やはり、現行の制度のように、既に資格試験合格者のみが、現場で研修するという形しか取れない。

また、司法制度改革審議会がお題目のように唱える「倫理観や幅広い視野や豊かな人間性」も、現場で実地に様々な人の生き方や喜びや悲しみに接しつつ、指導を受け、議論しあってこそ身につくと思われる。大学での学習という形で同様の成果を上げることは、不可能であろう。

## 6 「プロセス」としての養成という幻想

司法制度改革審議会が出した最終答申には、「21世紀の司法を支えるにふさわしい資質・能力を備えた人材を『プロセス』により養成することが今般の法曹養成制度改革の基本的視点である」と書かれており、これまでの法曹養成制度が『点』としての法曹養成制度であるのに対し、これからのロースクール構想が『プロセス』としての法曹養成となるなどと言っている。しかし、この論は、過去の事実認定として誤りであり、論として不適切であり、その結果、将来的な制度に何も変化をもたらしていない。誠にお粗末な立言である。

### ① 従来の司法養成制度は『点』ではない

過去の事実認定の誤りは、「従来の司法養成制度は『点』ではない」ということである。従来の司法試験合格者は、概ね法学部の出身であるし、大学卒業後も何年も勉強しているのである。司法試験合格後の2年間（現在は1年半）の修習期間中、司法修習生は、常に細かい人物評価、成績評価を受けている。また、修習期間を経る過程で選抜され、結局、法曹資格を取得できない人もいる。また、全員が2回試験に合格するわけでもない。2回試験に合格しなければ、2ヶ月間の講義及び追試を受けなければならない。また、弁護士・裁判官・検察官に分かれても、特殊な場合を除きそれぞれの場所で研修があるのである。これらのどこが『点』としての法曹養成制度と言うのであろうか。悪意ある曲解としかいえない。

### ② 論としての悪意ある捻じ曲げ

司法制度改革審議会やそれに追従する人々は、まず、従来の司法養成制度は『点』であると事実を捻じ曲げ、次に『点』による司法養成制度はいけないと何の理由も明示せず断言し、そのことによってあたかも新しい制度が従来より進んだ『プロセス』としての司法養成制度であるかのように装うのである。これは、以下に論証するように単に装っているだけである。実に悪辣な議論と言わねばならない。

まず、ひとことだけ注意しておきたいのは、『点』による選抜、つまり一発試験が良くないという理由は、最終答申において何も示していないことである。雰囲気的に過去の制度を批判するために使われているに過ぎない。このような論法は、嘘が隠れていることが多いのでよくよく注意しなければならない。一般論として一発試験は、何も非難されるべき点を含んでいない。試験とは多かれ少なかれ一発試験的要素を持つ



ている。内申書評価や人間性の評価を持ち込むよりも、司法試験の結果だけで選抜する方がどれだけ公平で、受験生の納得が得られる選抜方法であるかしかない。また、当然ではあるが、最終答申が主張する新制度下においても、多くの一発試験を含んでいる。

最終答申の最大の問題点は、ロースクール構想によって司法養成制度があたかも『点』から『プロセス』になったかのように装ったという嘘である。落ち着いて新旧の制度を比較してみよう。まず現行の制度においては、司法修習は1年半であるがつい数年前まで2年であったから、2年としよう。新制度は、ロースクールが法学部出身者については2年、その他については3年であるが、結局法学部出身者が大多数を占めるであろうから2年とする。司法修習は、当面残され1年であるが、将来的には廃止されると言われている。最終答申にも、見直しが書かれている。よって、現行の制度は、大部分の期間、一発試験（司法試験）+司法修習2年+2回試験（一発試験ではない教育的試験）という制度であった。新制度の完成形は、一発試験（ロースクールの入試）+ロースクール2年+一発試験（新司法試験）である。どこが違うのであろうか。一発試験が一つ増えただけではないか。最初に一発試験をして2年の司法修習を義務づけたら、それは『点』による司法養成制度であり、最初に2年ロースクールに通い、その後で一発試験を受けたら『プロセス』による司法養成制度であるという。正気の沙汰の議論とは思えない。ここで、「朝三暮四」という言葉を思い出される方も多いだろう。この言葉のもととなった故事のことを、広辞苑は次のように説明している。「春秋時代、宋の狙公が手飼いの猿にトチの実を与えるのに、朝に三つ暮れに四つとしたところ猿たちは少ないと怒り、朝に四つ暮れに三つとしたら多いに喜んだ」。

### ③ 何が変わったのか

言葉ではわかりにくいので、もう一度新旧の制度を見比べてみる。

現行制度：一発試験（司法試験）+司法修習2年+2回試験（一発試験ではない教育的試験）

新制度：一発試験（ロースクールの入試）+ロースクール2年+一発試験（新司法試験）

よく見比べていただきたい。すると、あら不思議！政府は、修習生を教育するための費用を出さなくてもよいことになっている。修習生を、研修所に宿泊させなくてもよいことになっている。修習生のための給費を出さなくてもよいことになっている。新制度においては、法曹になろうとする者が個人的に費用を負担する仕組みになっているからである。

現行制度と新制度の本質的な違いは、誰が司法養成にかかる出費を負担するかにすぎない。

外国と比較するのは好きではないが、このような不合理な制度をとっているのはア

アメリカだけである。法律家は国民の生命や名誉や財産といった重要なものを守る職種であるから、どの国でもその養成は慎重に行っている。

あへてやや品格に欠ける表現を使おう。ロースクールは、『金持ちに有利な制度』である。金で資格を買った法曹に市民が自分の人権をゆだねた結果、市民が現在よりも質の高い法的サービスを受けられるなどと心から信じ込んでいる人がいるとしたら、私はその人の見識を疑わざるを得ない。

## 7 結論

ロースクール構想は、結局、これまで税金で法曹養成を行ってきたのを廃止し、自分の費用で法曹教育を受けなければならなくなるに過ぎない。そして、法曹資格取得後、最高裁及び法務省がロースクールの段階で裁判官と検察官になる人を選別し、選別された人だけを各機関が教育することになる。すなわち、最高裁は裁判官になる人だけを、検察庁は検察官になる人だけをそれぞれ純粋培養的に教育し、資格取得後、弁護士になる人の教育は行わないという戦前の法曹養成制度に移行するための過程となり、法曹一元制からはますますかけ離れることになるであろう。

なお、今回の冊子については、ほぼ同じ内容の原稿が次回の兵庫県弁護士会会報 9 月号に掲載されるのでそちらにも目を通していただければ幸いである。

また、本冊子にご意見のある方は、FAX (0727(87)8011) か、メール (メールアドレス「[veritas7@abeam.ocn.ne.jp](mailto:veritas7@abeam.ocn.ne.jp)」) を送って下さい。

以 上